

博物館学芸員実習生受入要綱

1 目的

この要綱は、博物館法施行規則第1条に掲げる博物館実習を大学から公益財団法人ふくしま海洋科学館（以下「財団」という。）での実施要請があった場合に、財団理事長が受け入れる際の基準を定めることを目的とする。

2 対象実習生

博物館実習希望者の在籍する大学で定めた学芸員資格取得に係る修得単位、学年等必要条件を満たす者とする。また、大学において財団で博物館実習をするために必要な教科を履修し、その単位を取得している者に限る。

上記を満たし、大学の専門分野や将来の就職希望先が当館の業務内容と一致すると認められる者とする。

3 受入人数及び期間

実習生の受入は年度内を通し若干名とする。実習期間は10日間を基本とし、大学側と協議の上決定する。受入人数については、同一期間に4名以上が重複する受入は行わない。

4 申請手続き

実習生が在籍する大学は、希望者の氏名、学部等を記入した博物館学芸員実習申込書（様式第1号）に博物館学芸員実習希望理由書（様式第2号）及び論文を添えて、財団理事長に提出する。提出期間は年度ごとに定めるものとする。

5 受入実習生の決定及び通知

財団理事長は、提出された博物館学芸員実習申込書等により受入の可否を決定し、その結果を文書で大学に通知する。その後、受入を決定した実習生に対しては、博物館学芸員実習生調査票（様式第3号）を提出させるものとする。

6 実習内容

実習生の実習内容は、実習生及び大学からの要望及び要請等を考慮し、決定する。

7 実習場所

ふくしま海洋科学館内とする。ただし、実習内容により、別に場所を指定して実習を行うことがある。

8 実習時間

実習時間は、財団職員の勤務時間に準ずる。

9 証明書の発行

博物館実習を終了した者に対しては、大学の指定書式に基づき、財団理事長が証明書を発行する。

10 経費負担

財団は、実習生への報酬、交通費、宿泊費等の一切の経費的負担を行わない。

11 賠償責任

実習生が実習中に被った事故及び災害については、業務内外の別を問わず、財団は一切の責任を負わない。また、実習生に起因した事由により、財団が損失または損害を受けた場合には、実習生及び大学が連帯してこれを賠償しなくてはならない。

12 受入事務

実習生の受入及び実習等に係る事務は、環境学習部が行う。

13 その他

附則 この要綱に規定していない事項は、その都度、財団理事長が決定する。

この要綱は、平成17年12月1日より施行する。

この要綱は、平成21年 5月1日より施行する。

この要綱は、平成22年 4月1日より施行する。

この要綱は、平成23年10月1日より施行する。

この要綱は、平成25年 6月1日より施行する。

この要綱は、平成28年 1月1日より施行する。

この要綱は、令和 6年 4月1日より施行する。

この要綱は、令和 7年 4月1日より施行する。

この要綱は、令和 8年 4月1日より施行する。